

Hiroshima NOW

にほんご
やさしい日本語 No. 33

1

2025

マイナンバーカードの ^{もう}申しこみをしてから ^{いつかご}はやくて5日後に
^う受けとることができます ※^{もう}申しこみをした人 ^{ひと}みんなではありません。

「ひろしま市民と市政」12月1日号

マイナンバーカードの ^{もう}申しこみをしてから ^{いつかご}はやくて5日後に受けとることができます。しかし
^{もう}申しこみをした人 ^{ひと}みんなではありません。つぎの人が ^{ひと}マイナンバーカードを ^うはやく受けとること
ができます。

※ マイナンバーカードは ^{もう}申しこみをしてから ^う受けとるまで 1 か月半 (45日) くらいかかります。

マイナンバーカードを ^うはやく受けとることができる ^{ひと}人

- ① ^う生まれてから ^{さい}1歳になる前までの ^{あか}赤ちゃん
- ② ^{がいく}外国から ^ひ引っ越してきた人
- ③ ^うマイナンバーカードを ^{なく}なくしたり ^{ぬす}ぬすまれたりして ^{もう}もういちど ^うマイナンバーカードを
^{もう}申しこむ人

※ ②と③の人が ^うマイナンバーカードを ^うはやく受けとるためには ^うはやく受けとりた理由が
できてから ^{にち}30日がすぎる前までに ^{もう}マイナンバーカードの申しこみをしてください。

<たとえば…>

②の人：^{にほん}日本で生活をはじめた日から ^{にち}30日がすぎる前までに ^{もう}申しこみをする ^うと ^うマイナンバ
ーカードを ^うはやく受けとることができます。

③の人：^うマイナンバーカードをなくした日から ^{にち}30日がすぎる前までに ^{もう}申しこみをする ^うと ^うマ
イナンバーカードを ^うはやく受けとることができます。

※ ①の ^{あか}赤ちゃんは ^{さい}1歳になる前までであれば ^うマイナンバーカードを ^うはやく受けとるための
^{もう}申しこみを ^{いつでも}いつでもすることができます。

マイナンバーカードを ^うはやく受けとるための ^{もう}申しこみ方法について

^{くやくしょ}区役所の ^{しみんか}市民課や ^{しゅちやうじよ}出張所の ^{まどぐち}窓口で ^{しんせいしょ}申請書に ^かひつようなことを書きます。そして ^うマイナンバ
ーカードにつける ^{かお}あなたの ^{しゃしん}顔の ^う写真をとります。申しこみをする前に ^{もう}あなたが ^{ようい}用意した ^{しゃしん}写真※を
もってきてもいいです。1歳になる前の ^{あか}赤ちゃんの ^うマイナンバーカードには ^{しゃしん}写真はつきません。

※ ^{もう}申しこみをする^{まえ}前に ^{あなた}あなたが^{ようい}用意した^{しゃしん}写真：
^{しゃしん}写真をとってから 6か月がすぎているものを持ってきてください。
また、まっすぐ ^{まえ}前を向いていて ^{ぼうし}ぼうしをかぶっていない ^{うしろ}うしろに
^{なに}何もうつっていない^{しゃしん}写真を ^{ようい}用意してください。



^{もう}申しこみをするときに もっていくのものなど ^{くわしい}くわしいことは ^{ひろしましやくしょ}広島市役所のホームページを
^み見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/1021/404957.html>



^と問い合わせ：^{くせい}区政課 082-504-2112